第２次 東遠地域広域障害者計画

平成 30 年度 ～ 平成 35 年度

平成 30 年３月

掛川市・菊川市・御前崎市

「障がい」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある方もない方も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、計画書内における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記します。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、または他の用語に言い換えます。ただし、例外として、次の場合は、「障害」の表記を用います。

◆法令等の名称や用語を用いる場合
（例）障害者基本法、身体障害者手帳

◆著作物の表記を引用する場合
（例）新聞、図書等を引用する場合は原文のまま

元号の表記について

計画期間中に新元号への移行が予定されていますが、本計画策定時点（平成 30 年３月現在）では新元号が未定であることから、現在の元号である「平成」表記とし、新元号への移行に伴い、元号を読み替えるものとします。

目次

第１章　計画の概要 1

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置付け 1
３　計画の期間 2
４　計画の対象 2
５　計画の策定体制 3

第２章　障がいのある方・児童をとりまく現状 4

１　統計データからみた現状 4
２　第１次計画の総括 14

第３章　計画の基本的な考え方 16

１　計画の基本理念 16
２　施策の方向性 16

第４章　施策の推進 18

１　啓発・交流の推進 18
２　権利擁護と差別解消の推進 20
３　社会参加の促進 22
４　障がいのある児童への支援の充実 24
５　雇用・就労の支援 26
６　生活支援の充実 28
７　安全・安心の体制の整備 30
８　障害福祉サービスの充実 32
９　保健・医療の充実 34

第５章　計画の推進に向けて 36

１　計画の推進体制 36
２　計画の進行管理体制 36

資料編 37

１　東遠地域広域障害者計画策定委員会規程 37
２　委員名簿 38
３　計画の主な策定経過 39

第1章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成 28 年６月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年４月からの施行となりました。この法律では、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や障がいのある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

また、平成 26 年１月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28 年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある方の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

社会構造の変化やライフスタイルの多様化、障がいのある方及びその家族の高齢化など、障がいのある方をとりまく環境は変化しています。社会福祉法の改正では、「高齢者」や「障がい者」といった従来の分野の垣根を越え、地域住民が一体となって一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく“我が事、丸ごと”の「地域共生社会」の実現に向けた動きが求められています。掛川市、菊川市、御前崎市の３市では、東遠地域に住む住民すべてが共生する社会の実現を目指し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と普及を図るため、平成 29 年４月に３市それぞれ手話言語条例を施行しています。

東遠地域においては、これまでも掛川市、菊川市、御前崎市の３市が連携して、地域における障がい者施策の推進に取り組んできました。平成 20 年度からは「東遠地域広域障害者計画　しあわせネットワークプラン（平成 20 年度～平成 29 年度）」に定めた障がい者施策の方向性に基づいて障がい者施策を推進してきましたが、この度、計画の最終年度を迎えたため、より現状に即した方向性を定めるべく、現行計画を見直し、新たな「第２次東遠地域広域障害者計画（平成 30 年度～平成 35 年度）」を策定することとなりました。

２　計画の位置付け

本計画は、障害者基本法 第 11 条 第３項に規定されるものであり、掛川市、菊川市、御前崎市が今後進めていく障がい者施策の方向性について総合的に定める計画で、別に定める第５期東遠地域広域障害福祉計画及び第１期東遠地域広域障害児福祉計画の上位計画に位置付けられます。

また、本計画は国や静岡県の指針に沿って策定されたものであり、各市の総合計画、地域福祉計画や各種福祉関連計画との整合・調整が図られたものになります。

	第２次東遠地域広域障害者計画	**第５期東遠地域広域障害福祉計画**	**第１期東遠地域広域障害児福祉計画**
根拠法令	障害者基本法（第 11 条第３項）	障害者総合支援法（第 88 条第１項）	児童福祉法（第 33 条の 20 第１項）
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的）	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）
計画期間	平成 30 年度～平成 35 年度	平成 30 年度～平成 32 年度	

３　計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間とします。

最終年度に次期計画策定に向けた見直しを行う予定ですが、それ以前であっても社会情勢や障がいのある方をとりまく環境に大きな変化があった場合には、適宜見直しを実施します。

<table>
<tr><th>平成
27年度</th><th>平成
28年度</th><th>平成
29年度</th><th>平成
30年度</th><th>平成
31年度</th><th>平成
32年度</th><th>平成
33年度</th><th>平成
34年度</th><th>平成
35年度</th></tr>
<tr><td colspan="3">第１次
東遠地域広域障害者計画
（平成 20 年度～平成 29 年度）</td><td colspan="6">第２次東遠地域広域障害者計画
（平成 30 年度～平成 35 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">第４期
東遠地域広域障害福祉計画
（平成 27 年度～平成 29 年度）</td><td colspan="3">第５期
東遠地域広域障害福祉計画
（平成 30 年度～平成 32 年度）</td><td colspan="3">第６期
（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="3">第１期
東遠地域広域障害児福祉計画
（平成 30 年度～平成 32 年度）</td><td colspan="3">第２期
（予定）</td></tr>
</table>

４　計画の対象

本計画においては、障がいのある方、障がいのある児童、本計画の対象を下記のように定めます。

	定義
障がいのある方	**（障害者基本法）** 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの **（障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）** てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの
障がいのある児童（18 歳未満）	**（児童福祉法）** 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童
計画の対象	障がいのある方はもちろんのこと、介助者や援助者、ボランティアを含めた東遠地域に暮らしているすべての住民

５　計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者を対象とした障がい者福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

・調査対象：掛川市・菊川市・御前崎市在住の障害者手帳を所持している 75 歳未満の方
・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
・調査期間：平成 29 年 7 月 14 日～平成 29 年 7 月 31 日
・発 送 数：身体障害者手帳所持者　400 通
　　療育手帳所持者　300 通
　　精神障害者保健福祉手帳所持者　300 通　　合計　1,000 通

※調査票は同じものを送付しています	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳所持者	400 人	222 票	55.5%
療育手帳所持者	300 人	150 票	50.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	300 人	147 票	49.0%
計	1,000 人	519 票	51.9%

（２）策定委員会による協議

本計画の策定にあたり、別に策定する「東遠地域広域障害福祉計画」、「東遠地域広域障害児福祉計画」と的確に連動して策定・推進できるように、東遠地域広域障害者計画、東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画策定委員会において協議を行ってきました。

また、東遠地域自立支援協議会からの意見等も踏まえながら策定しました。

（３）パブリックコメントによる意見聴取

本計画に対する市民の意見を募るため､各市ホームページ等で意見を募集しました。

・募集期間：平成 29 年 12 月 26 日～平成 30 年 1 月 25 日
・募集方法：掛川市・菊川市・御前崎市の各ホームページ等で募集
・提出方法：持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他
・件　　数：88 件

第2章　障がいのある方・児童をとりまく現状

1　統計データからみた現状

（1）人口等について

①市別面積

単位：㎢ ％	3市合計	掛川市	菊川市	御前崎市
面積	425. 44	265. 69	94. 19	65. 56
割合	100. 0	62. 5	22. 1	15. 4

資料：国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

②総人口

単位：人・％	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	119, 206	118, 022	117, 865	117, 450	117, 520	117, 685
	58. 7	58. 8	59. 0	59. 0	59. 1	59. 2
菊川市	48, 537	47, 934	47, 758	47, 679	47, 823	47, 827
	23. 9	23. 9	23. 9	24. 0	24. 1	24. 1
御前崎市	35, 276	34, 702	34, 273	33, 835	33, 488	33, 227
	17. 4	17. 3	17. 1	17. 0	16. 8	16. 7
3市合計	203, 019	200, 658	199, 896	198, 964	198, 831	198, 739
	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

【市別　総人口の推移】

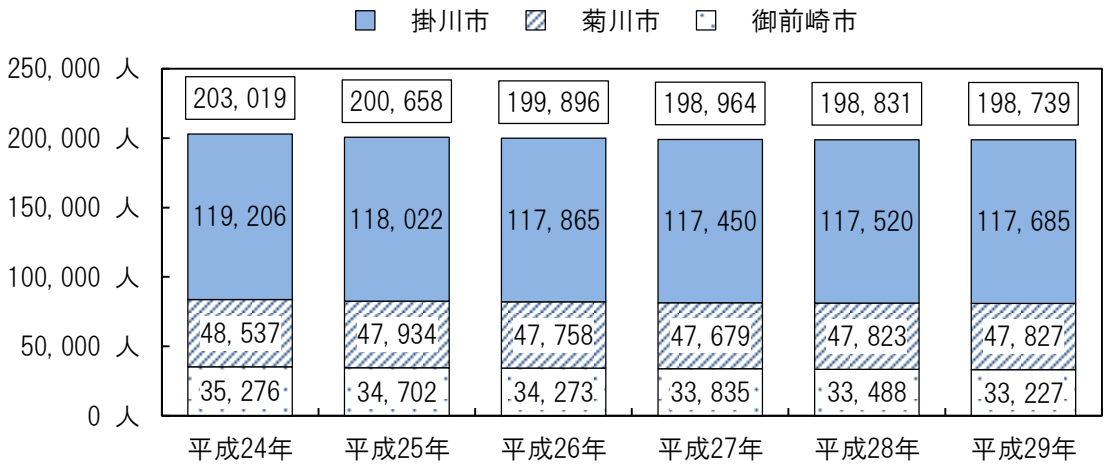

③年齢３区分別人口

単位：人		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
14 歳以下	掛川市	16, 707	16, 595	16, 610	16, 473	16, 429	16, 406
	菊川市	6, 923	6, 830	6, 861	6, 886	6, 854	6, 787
	御前崎市	4, 865	4, 763	4, 601	4, 445	4, 303	4, 195
	３市合計	28, 495	28, 188	28, 072	27, 804	27, 586	27, 388
15～64 歳	掛川市	76, 687	74, 696	73, 568	72, 304	71, 560	70, 951
	菊川市	31, 019	30, 186	29, 518	29, 075	28, 941	28, 705
	御前崎市	22, 465	21, 695	21, 148	20, 578	20, 151	19, 815
	３市合計	130, 171	126, 577	124, 234	121, 957	120, 652	119, 471
65 歳以上	掛川市	25, 812	26, 731	27, 687	28, 673	29, 531	30, 328
	菊川市	10, 595	10, 918	11, 379	11, 718	12, 028	12, 335
	御前崎市	7, 946	8, 244	8, 524	8, 812	9, 034	9, 217
	３市合計	44, 353	45, 893	47, 590	49, 203	50, 593	51, 880
合計	掛川市	119, 206	118, 022	117, 865	117, 450	117, 520	117, 685
	菊川市	48, 537	47, 934	47, 758	47, 679	47, 823	47, 827
	御前崎市	35, 276	34, 702	34, 273	33, 835	33, 488	33, 227
	３市合計	203, 019	200, 658	199, 896	198, 964	198, 831	198, 739

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

【年齢３区分別　人口の推移】

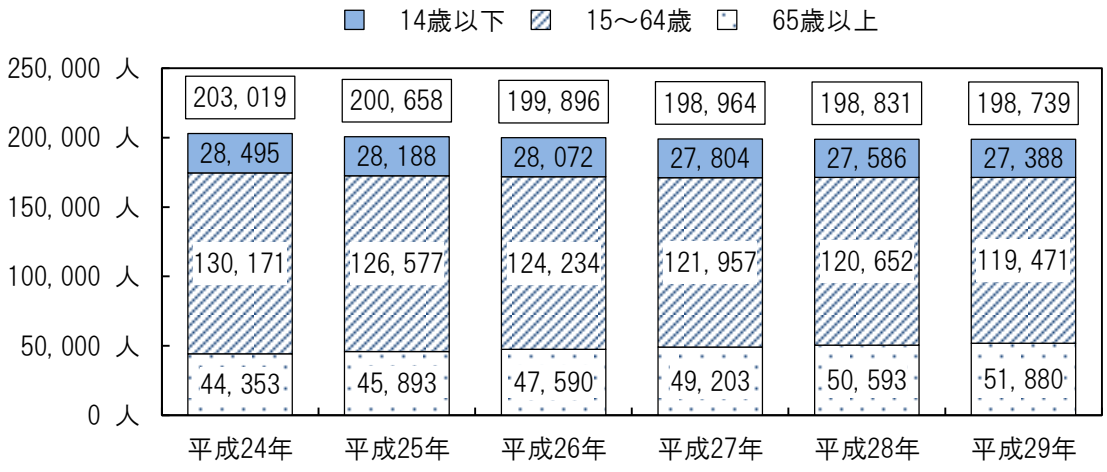

④世帯数

単位：世帯	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	41, 284	41, 146	41, 701	42, 169	43, 059	43, 667
菊川市	16, 314	16, 152	16, 207	16, 415	16, 811	17, 052
御前崎市	11, 863	11, 806	11, 797	11, 811	11, 852	11, 956
３市合計	69, 461	69, 104	69, 705	70, 395	71, 722	72, 675

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

【市別　世帯数の推移】

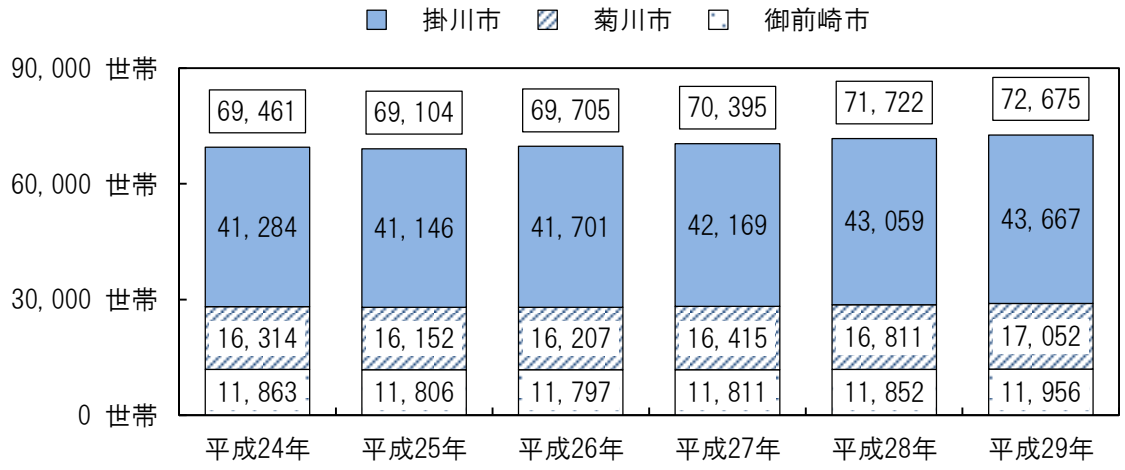

（２）障害者手帳所持者について

①障害者手帳所持者数の状況

単位：人		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳	掛川市	3, 817	4, 012	4, 025	4, 026	4, 031	4, 014
	菊川市	1, 368	1, 416	1, 455	1, 442	1, 451	1, 448
	御前崎市	1, 199	1, 187	1, 368	1, 196	1, 199	1, 193
	３市合計	6, 384	6, 615	6, 848	6, 664	6, 681	6, 655
療育手帳	掛川市	820	828	878	926	924	975
	菊川市	272	285	281	320	341	358
	御前崎市	237	232	251	268	279	279
	３市合計	1, 329	1, 345	1, 410	1, 514	1, 544	1, 612
精神障害者保健福祉手帳	掛川市	377	388	412	444	457	441
	菊川市	143	161	165	170	184	184
	御前崎市	181	205	235	155	155	158
	３市合計	701	754	812	769	796	783
合計	掛川市	5, 014	5, 228	5, 315	5, 396	5, 412	5, 430
	菊川市	1, 783	1, 862	1, 901	1, 932	1, 976	1, 990
	御前崎市	1, 617	1, 624	1, 854	1, 619	1, 633	1, 630
	３市合計	8, 414	8, 714	9, 070	8, 947	9, 021	9, 050

資料：各市管理台帳（各年３月 31 日現在）

【障害者手帳別　手帳所持者の推移】

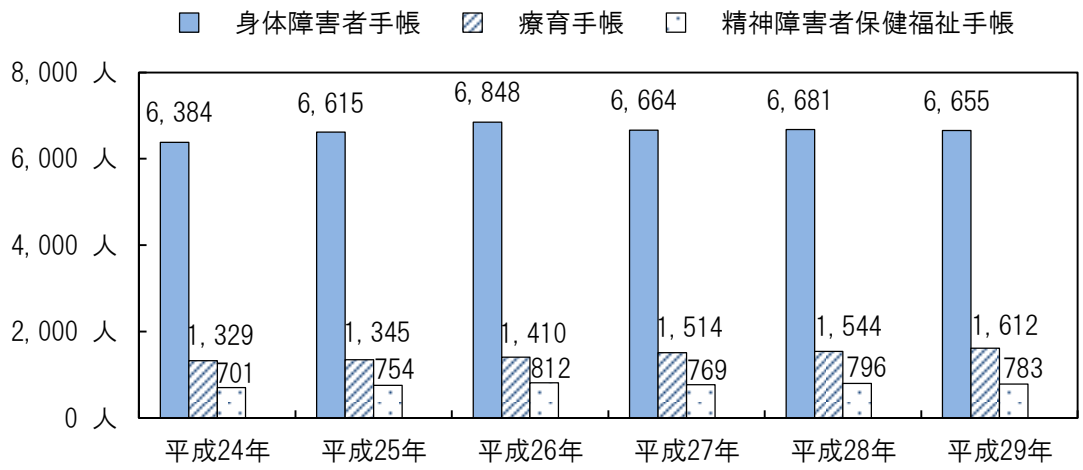

②身体障害者手帳所持者数の状況

単位：人			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	重度（1・2級）	18 歳未満	53	52	50	52	51	54
		18～64 歳	611	652	640	646	631	629
		65 歳以上	1, 136	1, 214	1, 224	1, 211	1, 244	1, 256
	軽度（3～6級）	18 歳未満	29	26	24	22	24	20
		18～64 歳	599	645	633	594	565	537
		65 歳以上	1, 389	1, 423	1, 454	1, 501	1, 516	1, 518
	合計		3, 817	4, 012	4, 025	4, 026	4, 031	4, 014
菊川市	重度（1・2級）	18 歳未満	22	23	25	27	28	26
		18～64 歳	247	246	242	233	226	217
		65 歳以上	420	454	473	477	501	505
	軽度（3～6級）	18 歳未満	9	9	9	10	12	13
		18～64 歳	207	206	205	198	185	177
		65 歳以上	463	478	501	497	499	510
	合計		1, 368	1, 416	1, 455	1, 442	1, 451	1, 448
御前崎市	重度（1・2級）	18 歳未満	18	20	21	14	15	13
		18～64 歳	184	207	195	197	192	182
		65 歳以上	430	430	529	466	483	494
	軽度（3～6級）	18 歳未満	8	7	7	6	4	3
		18～64 歳	187	137	150	125	120	116
		65 歳以上	372	386	466	388	385	385
	合計		1, 199	1, 187	1, 368	1, 196	1, 199	1, 193
3市合計	重度（1・2級）	18 歳未満	93	95	96	93	94	93
		18～64 歳	1, 042	1, 105	1, 077	1, 076	1, 049	1, 028
		65 歳以上	1, 986	2, 098	2, 226	2, 154	2, 228	2, 255
	軽度（3～6級）	18 歳未満	46	42	40	38	40	36
		18～64 歳	993	988	988	917	870	830
		65 歳以上	2, 224	2, 287	2, 421	2, 386	2, 400	2, 413
	合計		6, 384	6, 615	6, 848	6, 664	6, 681	6, 655

資料：各市管理台帳（各年３月 31 日現在）

【市別　身体障害者手帳所持者数の推移】

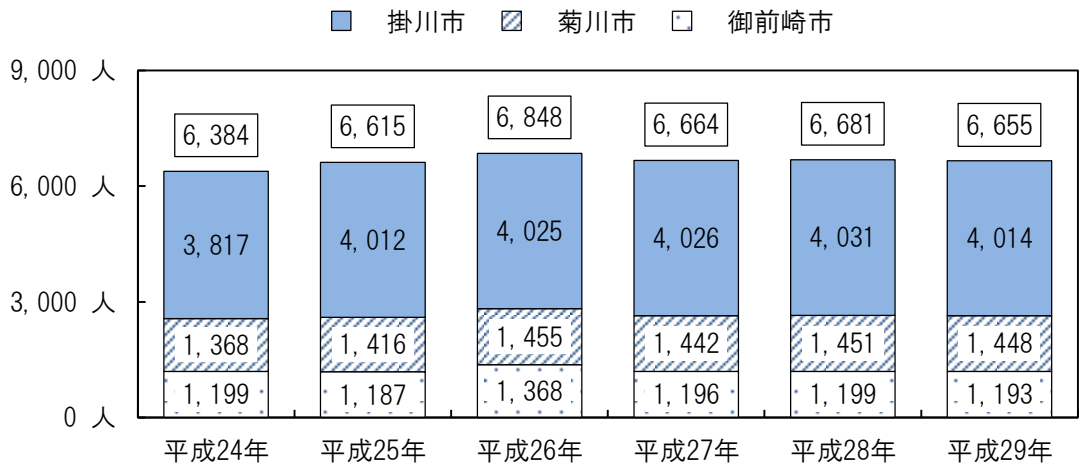

【年齢別　身体障害者手帳所持者数の推移】

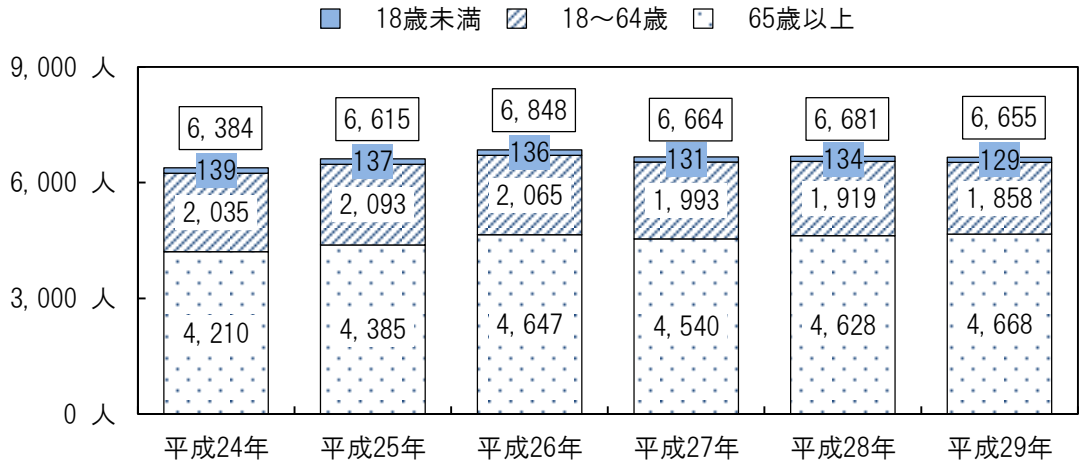

③療育手帳所持者数の状況

単位：人			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	A	18 歳未満	61	60	71	79	72	71
		18 歳以上	251	261	265	267	280	285
	B	18 歳未満	136	123	164	199	178	200
		18 歳以上	372	384	378	381	394	419
	合計		820	828	878	926	924	975
菊川市	A	18 歳未満	24	25	26	31	34	36
		18 歳以上	73	74	69	83	87	90
	B	18 歳未満	68	67	65	67	70	78
		18 歳以上	107	119	121	139	150	154
	合計		272	285	281	320	341	358
御前崎市	A	18 歳未満	23	21	22	21	19	19
		18 歳以上	68	65	75	75	78	78
	B	18 歳未満	48	42	46	55	59	59
		18 歳以上	98	104	108	117	123	123
	合計		237	232	251	268	279	279
3市合計	A	18 歳未満	108	106	119	131	125	126
		18 歳以上	392	400	409	425	445	453
	B	18 歳未満	252	232	275	321	307	337
		18 歳以上	577	607	607	637	667	696
	合計		1, 329	1, 345	1, 410	1, 514	1, 544	1, 612

資料：各市管理台帳（各年３月 31 日現在）

【判定別・年齢別　療育手帳所持者数の推移】

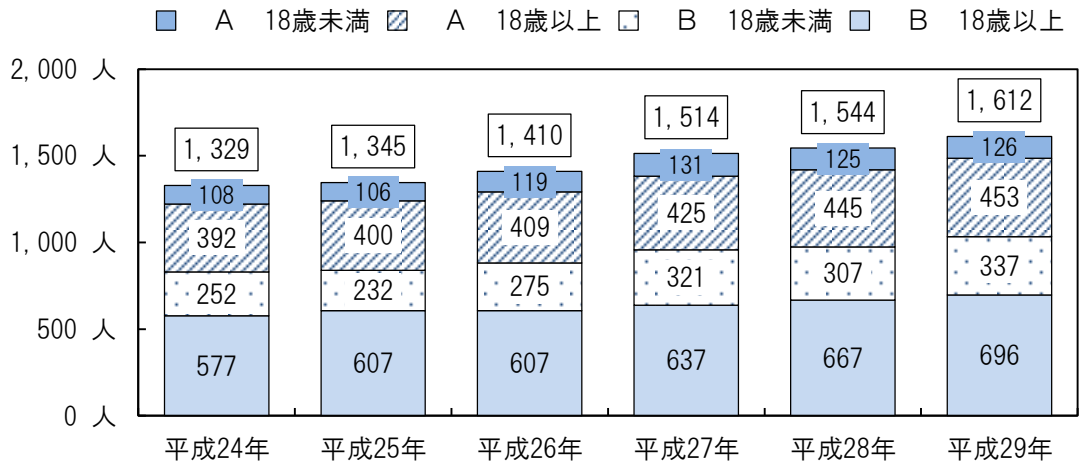

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

単位：人		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	１級	34	39	39	40	37	39
	２級	193	209	225	239	241	236
	３級	150	140	148	165	179	166
	合計	377	388	412	444	457	441
菊川市	１級	8	13	14	12	13	12
	２級	85	89	87	95	101	97
	３級	50	59	64	63	70	75
	合計	143	161	165	170	184	184
御前崎市	１級	32	31	38	22	22	22
	２級	88	108	118	87	91	89
	３級	61	66	79	46	42	47
	合計	181	205	235	155	155	158
３市合計	１級	74	83	91	74	72	73
	２級	366	406	430	421	433	422
	３級	261	265	291	274	291	288
	合計	701	754	812	769	796	783

資料：各市管理台帳（各年３月 31 日現在）

【市別　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

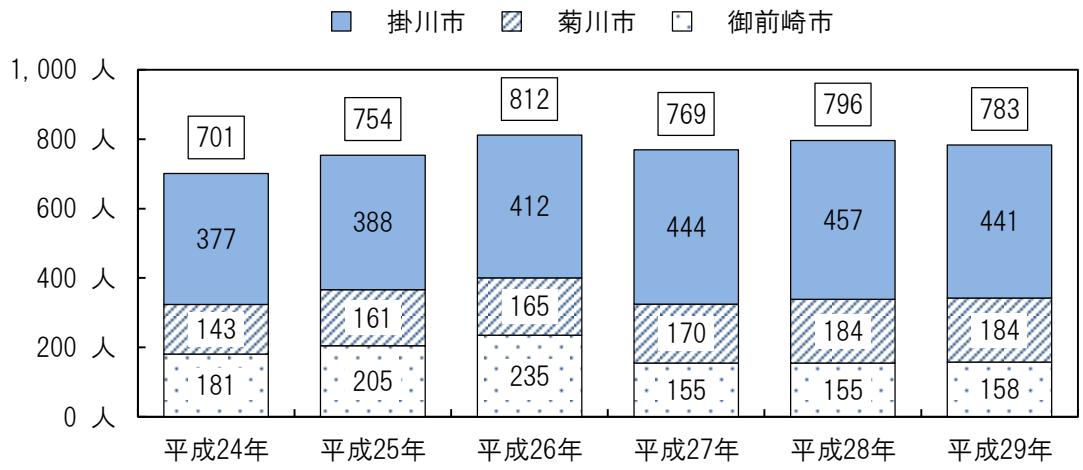

⑤精神通院医療公費負担受給者数の状況

単位：人	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
掛川市	954	943	974	1, 013	1, 040	1, 071
菊川市	365	354	377	393	414	436
御前崎市	347	375	355	338	327	318
３市合計	1, 666	1, 672	1, 706	1, 744	1, 781	1, 825

資料：各市管理台帳（各年３月 31 日現在）

【市別　精神通院医療公費負担受給者数の推移】

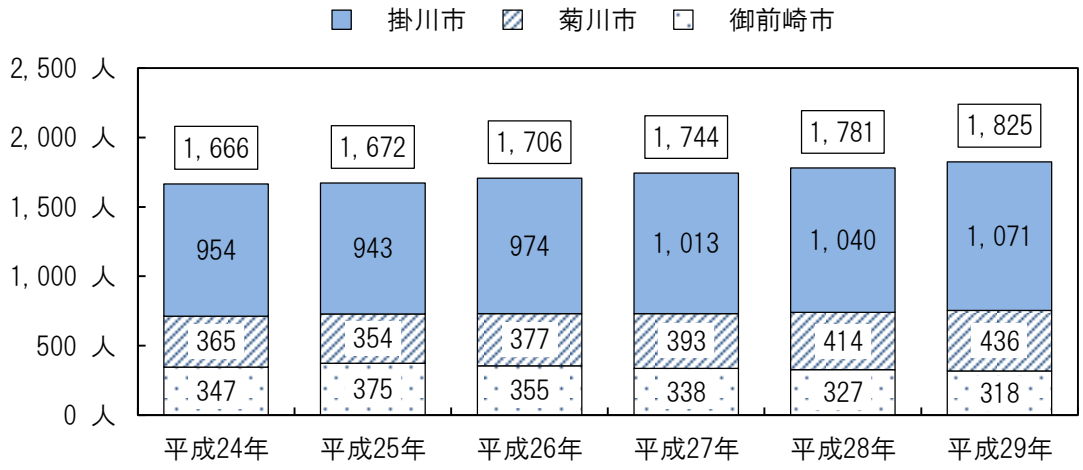

⑥精神障がいによる入院患者数の状況

単位：人		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
		患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合
掛川市	３ヶ月未満	53	24. 5%	63	27. 3%	55	26. 8%
	３ヶ月以上１年未満	33	15. 3%	24	10. 4%	29	14. 1%
	１年以上	130	60. 2%	144	62. 3%	121	59. 0%
	合計	216	100. 0%	231	100. 0%	205	100. 0%
菊川市	３ヶ月未満	16	23. 9%	21	31. 3%	20	30. 8%
	３ヶ月以上１年未満	7	10. 4%	9	13. 4%	7	10. 8%
	１年以上	44	65. 7%	37	55. 2%	38	58. 5%
	合計	67	100. 0%	67	100. 0%	65	100. 0%
御前崎市	３ヶ月未満	17	30. 4%	6	12. 5%	9	18. 8%
	３ヶ月以上１年未満	6	10. 7%	4	8. 3%	6	12. 5%
	１年以上	33	58. 9%	38	79. 2%	33	68. 8%
	合計	56	100. 0%	48	100. 0%	48	100. 0%
３市合計	３ヶ月未満	86	25. 4%	90	26. 0%	84	26. 4%
	３ヶ月以上１年未満	46	13. 6%	37	10. 7%	42	13. 2%
	１年以上	207	61. 1%	219	63. 3%	192	60. 4%
	合計	339	100. 0%	346	100. 0%	318	100. 0%

資料：静岡県精神科病院入院患者動向調査（各年６月 30 日現在）

【市別　精神障がいによる入院患者数の推移】

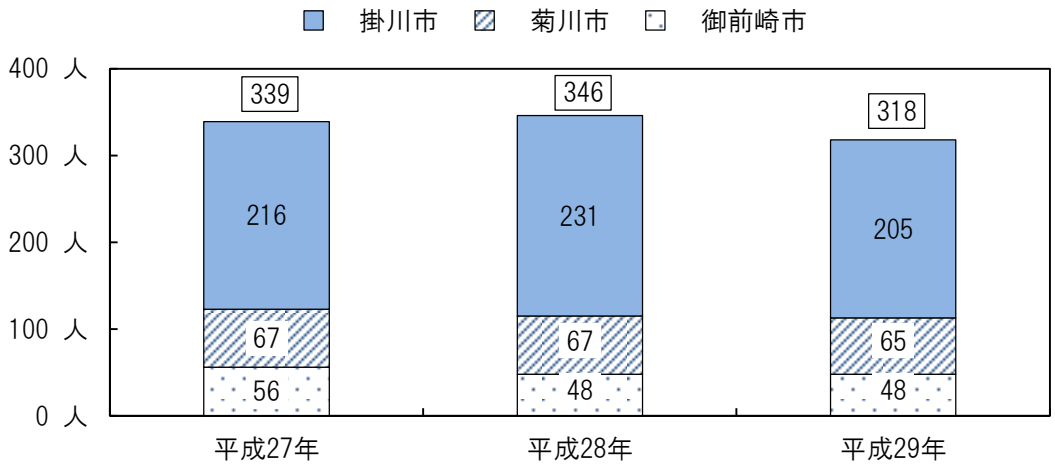

２　第１次計画の総括

第１次東遠地域広域障害者計画では、「ふれあいのなかで、しあわせを実感できる地域（まち）づくり」を基本理念に、６つの大項目に沿って施策を展開してきました。

施策の中には、計画期間内で実施できたものがある一方で、計画にはありながら実施できなかったものもあります。

第１次計画の施策は障がいのある方に対する幅広い支援策が設けられていましたが、施策の中には財政面、マンパワーの不足により実現困難なものも含まれていたことに加え、障害者差別解消法といった新たな法律への対応が必要となったため、すべての施策を実施するに至りませんでした。

また、計画を推進するにあたっての評価や検証がされておらず、推進体制も十分でなかったことも実施できなかった施策がある一因となっていました。

以上を踏まえて、第２次計画では、障がい者福祉に関する幅広い施策の中でも、現実的に実施でき、進捗の管理ができるものや、計画期間内での対応が特に必要なものに絞って施策を展開することで、より実効性の高い計画とすることを目指します。

【参考：第１次東遠地域広域障害者計画の施策体系】

大項目	中項目
１　理解と交流の促進	（１）啓発・広報活動の推進
	（２）ボランティア活動の推進
	（３）社会参加の促進
２　保育・教育の推進	（１）保育の充実
	（２）指導体制、指導内容の充実
	（３）生涯学習の充実
３　生活の安定と自立の支援	（１）年金や手当などの充実
	（２）就労支援体制の充実
	（３）福祉的就労の促進
４　生活環境の整備	（１）住環境の整備
	（２）福祉のまちづくりの総合的な促進
	（３）防災体制の充実
５　福祉サービスの充実	（１）総合的な相談支援体制の充実
	（２）在宅福祉サービスの充実
	（３）情報提供の充実
６　保健・医療サービスの充実	（１）障がいの早期発見体制及び疾病予防の充実
	（２）保健医療体制の整備

第１次東遠地域広域障害者計画

（平成 20 年度～平成 29 年度※平成 25 年度に見直しあり）

施策の大項目

１　理解と交流の促進	２　保育・教育の推進
３　生活の安定と自立の支援	４　生活環境の整備
５　福祉サービスの充実	６　保健・医療サービスの充実

【実施できた施策】

◎障がいのある子どもをもつ家族への相談（療育）事業を充実
◎窓口での障がい者に関する制度の周知
◎地域防災計画に基づく災害時に必要な台帳の作成

など

【実施できなかった施策】

◆重度の障がいのある人の公共手段の経済的支援の拡充
◆障がいの特性に応じた必要な助成のあり方の検討
◆生涯学習に関する指導者の育成及び確保

など

・マンパワーの不足
・財政上の問題　　など

実効性のある計画にすることを重視

第２次東遠地域広域障害者計画（平成 30 年度～平成 35 年度）

①計画期間内での実現の可能性　　②特に対応を要する施策の実施
③進捗の管理（評価・検証）　　④他計画にあるものは掲載を省略

第3章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会

国が平成 19 年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がいのある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある方の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第１条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第２次東遠地域広域障害者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第１次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、基本理念を「人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会」と定めます。

２　施策の方向性

（１）啓発・交流の推進

障がいのある方が地域で生活していくためには、さまざまな情報を自ら入手でき、可能な限り自分で意思決定できる環境が必要です。障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援を充実させていきます。

（２）権利擁護と差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止に取り組むとともに、事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。また、成年後見制度等の権利擁護や障がい及び障がいのある方に対する理解について、啓発や周知に努めます。

（３）社会参加の促進

障がいのある方の移動・外出支援や意思疎通の支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会の中で孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしづくりを目指します。また、公共施設の改修等に合わせてバリアフリー化を行うことによって、利用しやすい、外出しやすい環境の整備を図っていきます。

（４）障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童へのサポートはノーマライゼーションの理念に基づき進めることが重要です。そのため障がいのある児童が地域でいきいきと生活を送ることができるよう、障がいのある児童やその家族に対する相談体制の充実や、療育、教育に対する支援の充実を目指します。また、障がいのある児童への適切な就学支援のために、障がいのある児童やその家族の状況に応じたニーズの把握を実施します。

（５）雇用・就労の支援

障がいの有無にかかわらず誰もが地域社会の一員として、障がいの状況や能力に応じて収入や生きがいが得られるよう、障がいのある方の就労についての理解の促進を図るとともに、関係機関が連携して就労支援を行う等、障がいのある方の就労を支援し、障がいのある方の経済的自立を支援していきます。

（６）生活支援の充実

誰もが必要なサービスを利用しながら身近な地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方の多様な特性に対応し、気軽に相談に応じられる支援体制の確立を目指します。また、各種手当や年金の支給、各種減免制度の実施と周知により障がいのある方の経済的自立を支援していきます。

（７）安全・安心の体制の整備

日頃から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、民生委員・児童委員、地域住民等が各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努めます。

（８）障害福祉サービスの充実

「東遠地域広域障害福祉計画」及び「東遠地域広域障害児福祉計画」に基づいた計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を図ることで、障がいのある方が必要なサービスを自ら選択し、地域で自立した生活ができるように支援します。

（９）保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施するとともに、制度等を周知します。また、各種健診等について受診の必要性を訴える広報を積極的に実施し、障がいの重度化の防止を図ります。

また、障がいのある方が必要な医療を受けやすいように、障がいに配慮した医療体制の構築を推進していきます。

第4章　施策の推進

1　啓発・交流の推進

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、地域の住民が障がいに対する理解を深め、支え合う土壌を育てていくとともに、障がいのある方自身が自らの意思に基づいた選択により自分らしく、いきいきと活動することが重要です。

アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先は、県や市の広報紙やパンフレットが比較的多くなっていますが、障がい種別でみると、知的障がいの方は家族や学校、精神障がいの方は病院や薬局が多くなっており、障がい種別等に応じた効果的な広報が必要です。

また、東遠地域の３市では、平成 29 年４月に手話言語条例を施行していますが、認知度はまだ低く、条例に基づき手話言語の推進を図るとともに、普及にも取り組みます。

あなたは、福祉に関する情報などを、主にどこから得ていますか。

（○はあてはまるものすべて）

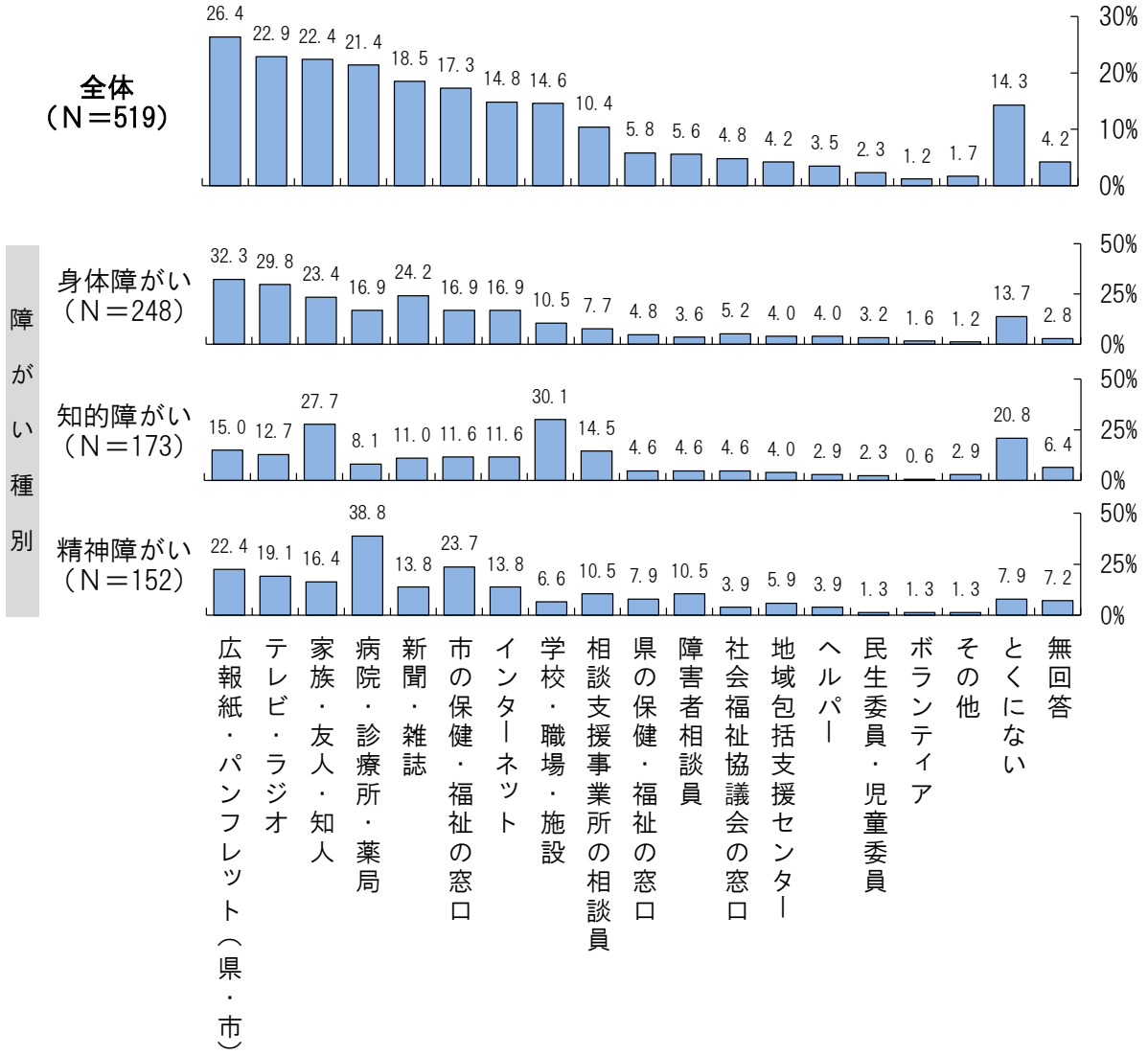

推進施策

①市広報紙やホームページなどによる啓発

障がい者福祉の向上を図るため、障がい者福祉や制度などについて、市の広報紙やホームページによる啓発を実施します。

②障がい者福祉に関する啓発

障がい者団体などと共に「障害者週間」を中心に多くの人の集まる場所において、障がい者福祉に関する啓発を実施します。

③障がい者施設製品の販売支援

障がい者施設で製作した手作り製品などの販売機会を提供し、障がいのある方への理解を深めるとともに、就労の機会を確保します。

④障がい者施設との交流支援

障がい者施設などで開催されている行事やイベントに地域の人が参加し、積極的な交流が進むよう、広報や周知を実施します。

⑤障がい者団体の活動の支援

障がいのある方が集う行事やイベントへの支援を行うとともに、障がい者団体の自主活動を支援していきます。

⑥地域福祉活動拠点の提供

障がい者団体や障がいのある方などが交流できる場を提供するとともに、情報交換や研修、各種講座の場として活用してもらいます。

⑦手話言語条例の普及啓発【重点事業】

チラシの配布やイベント時に手話言語条例の周知をするとともに、手話の普及啓発等のための施策として市民、市職員などを対象とした手話講習会を開催します。また、市職員の新任職員研修において、手話の必要性や手話言語条例についての研修を実施します。

２　権利擁護と差別解消の推進

東遠地域ではこれまで、障がいの有無にかかわらず住民がお互いに尊重し合える社会を目指して、障がいのある方や障がいに対する理解の促進を図ってきましたが、地域における障がいへの理解は未だ十分とは言えず、地域での暮らしの中で差別を受けたと感じる方もいるのが現状です。

アンケート調査では、差別を受けたことがあると回答した方は、精神障がいのある方で多く、障がい種別による差がみられます。また、差別や虐待を受けたことを相談しないという回答も約５割となっており、相談しやすい体制の構築が必要です。

さらに、障がいのある方の権利を守る取組として、成年後見制度の利用を促進していくことで、障がいのある方が安心して暮らせる体制をつくります。

あなたは、差別を受けたり、いやな経験をしたことや、虐待を受けたことがありますか。
（○はあてはまるものすべて）

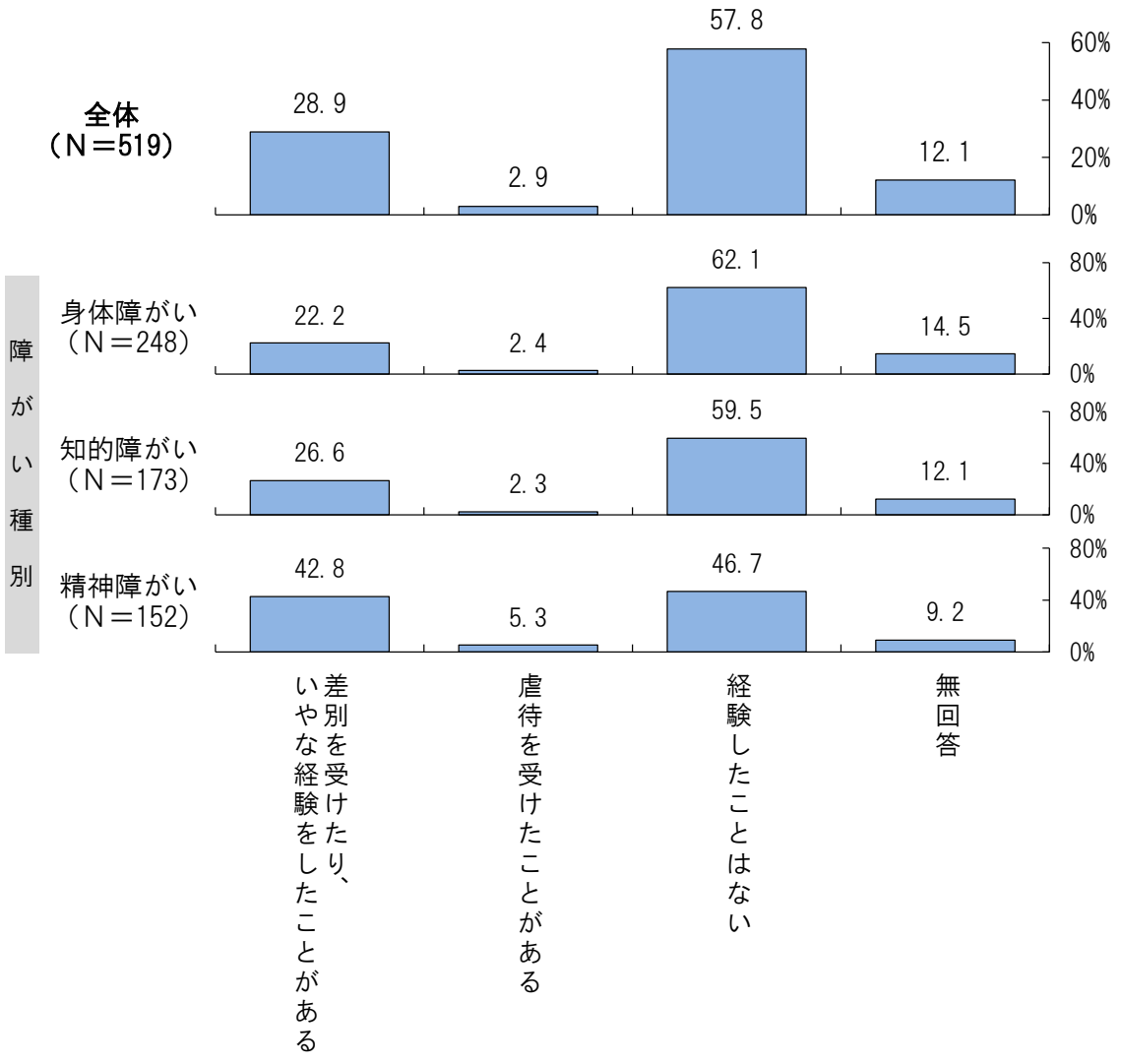

差別や虐待を受けたことを誰かに相談しましたか。（○は１つだけ）

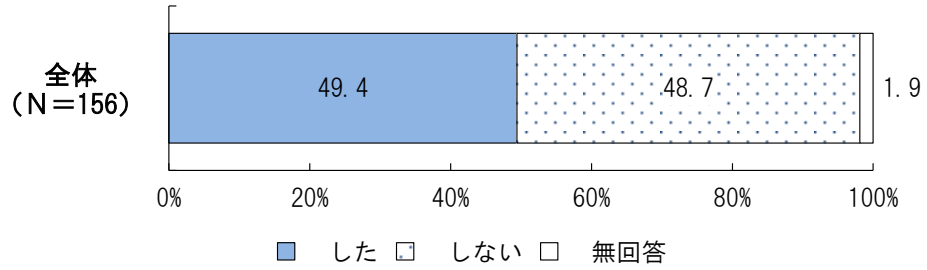

あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）

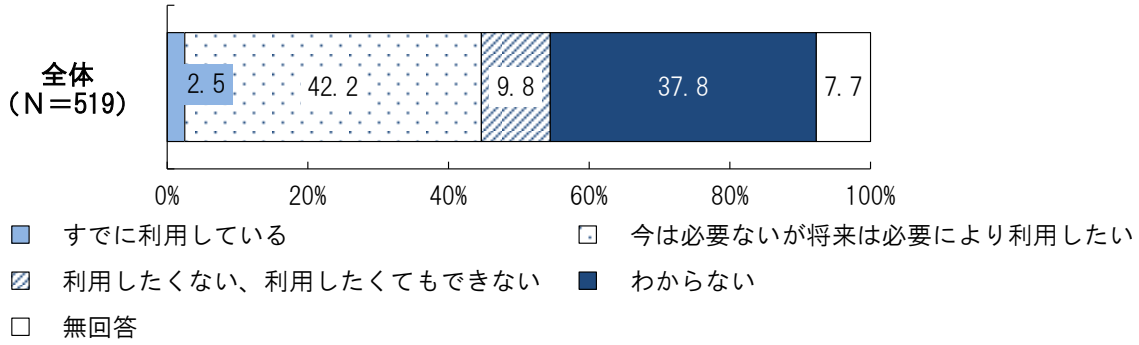

推進施策

①虐待の防止

障がい者虐待の防止、障がいのある方の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関との連携を強化していきます。

②日常生活自立支援事業の実施

日常生活に不安のある方の相談に応じ、日常生活上の金銭の管理など、その人の状況に応じた支援をしていきます。

③成年後見制度の利用支援

地域生活支援事業として、成年後見制度の市長申立ての費用や後見人等の報酬に対する支援をしていきます。

④成年後見制度の利用促進【重点事業】

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市民後見人の養成研修や成年後見制度の普及啓発、法人後見を実施する体制をつくります。

⑤障がいを理由とする差別の解消【重点事業】

障がいを理由とする差別の解消について、市民の理解を深めるための啓発活動を行うとともに、相談しやすい窓口づくりを進めていきます。また、障害者差別解消法の規定に基づいて策定した職員対応要領を遵守し、適切な合理的配慮の提供を実施します。

３　社会参加の促進

地域の一員として地域住民と関わりを持ち、社会参加していくことは、障がいのある方が住み慣れた地域で、豊かな社会生活を送るために重要なことです。アンケート調査では、約２割の方が地域とのつきあいがないと回答しており、地域で孤立しないための取組が必要です。

また、障がいのある方が社会参加をしやすい環境をつくるため、外出やコミュニケーションに対する支援のほか、バリアフリーのまちづくりの推進にも取り組みます。

あなたは、地域の人とどのようなおつきあいをしていますか。

（○はあてはまるものすべて）

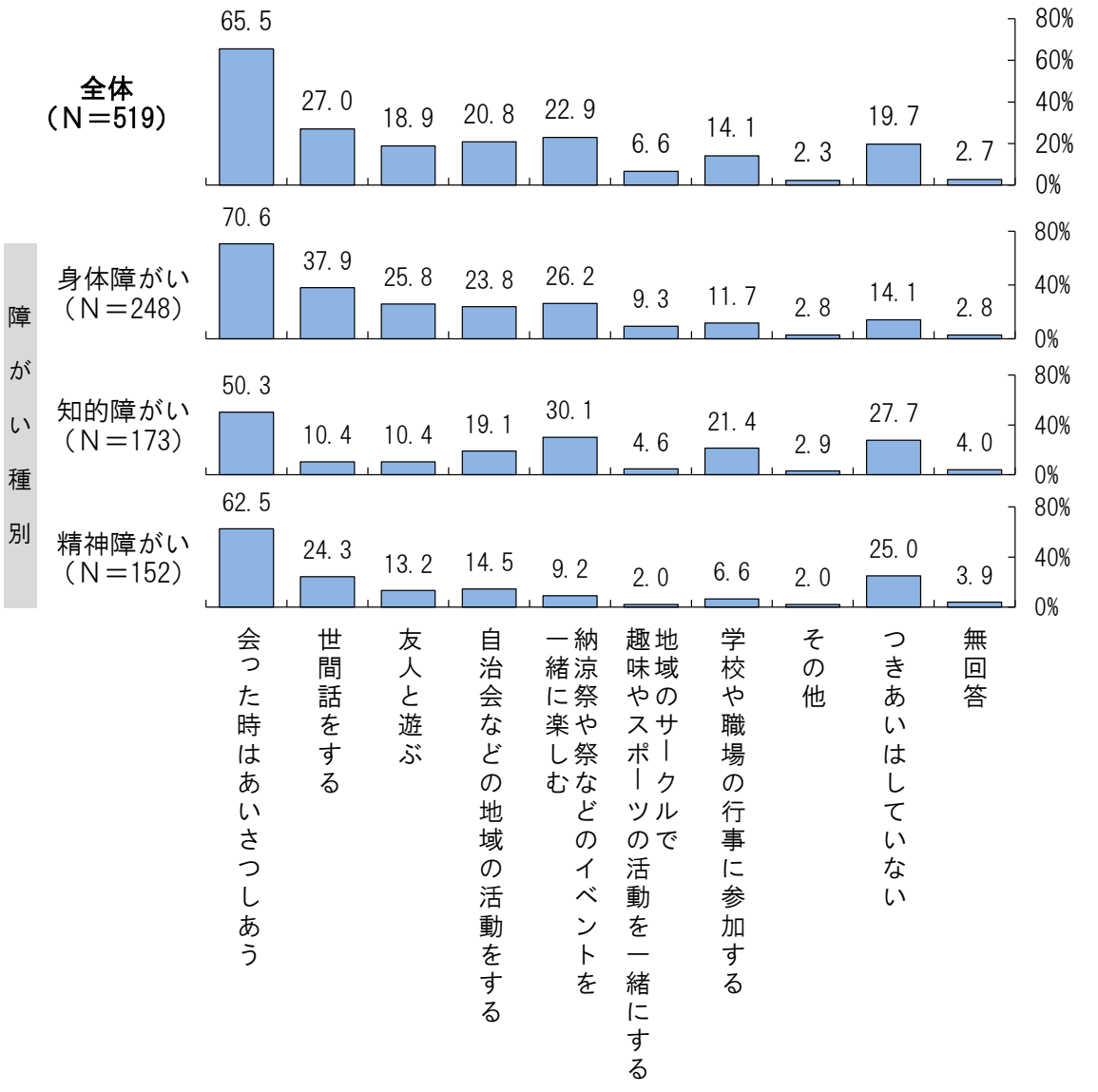

推進施策

①公共施設のバリアフリー対応

障がいのある方が行事に参加しやすいよう、施設の改修等に合わせてバリアフリー化を進めます。

②福祉有償運送の実施

道路運送法に基づく福祉有償運送を実施し、障がいのある方の外出支援をしていきます。また、制度の安定的な実施と利用者にとってより高い安全性と利便性を確保するため、福祉有償運送運営協議会を開催します。

③外出支援の実施

移動が困難な障がいのある方に対して、移動支援や同行援護などの外出支援を適切に行うことにより、地域生活においての移動の支援及び社会参加を図ります。

④手話通訳者や要約筆記者の派遣

地域生活支援事業による手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。また、手話奉仕員の養成講座を行うとともに、適切なコーディネートを実施します。

⑤タクシー利用料金助成、自動車改造費助成事業の実施

対象者にタクシー利用料金や自動車改造費を助成することで、社会参加の促進を図ります。

⑥地域での見守りや声かけの推奨【重点事業】

障がいのある方が地域で孤立しないよう、民生委員を中心に日頃からの見守りや声かけを推奨していきます。

4　障がいのある児童への支援の充実

障がいのある児童の発達と自立支援のため、早期からの適切な療育、教育に対する支援が必要となっています。障がいのある児童一人ひとりの特性に合わせた療育や教育環境の整備のためには、保健、福祉、教育の関係機関や専門機関が連携を強化していきます。

また、障がいのある児童及びその家族が、不安を軽減し、安心して生活できるように、適切な相談を受けられる体制の整備と相談窓口の質の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援につなげることができるように、ニーズや課題の把握に取り組みます。

通園・通学していて、困っていること、または今後困りそうなことはありますか。
（○はあてはまるものすべて）

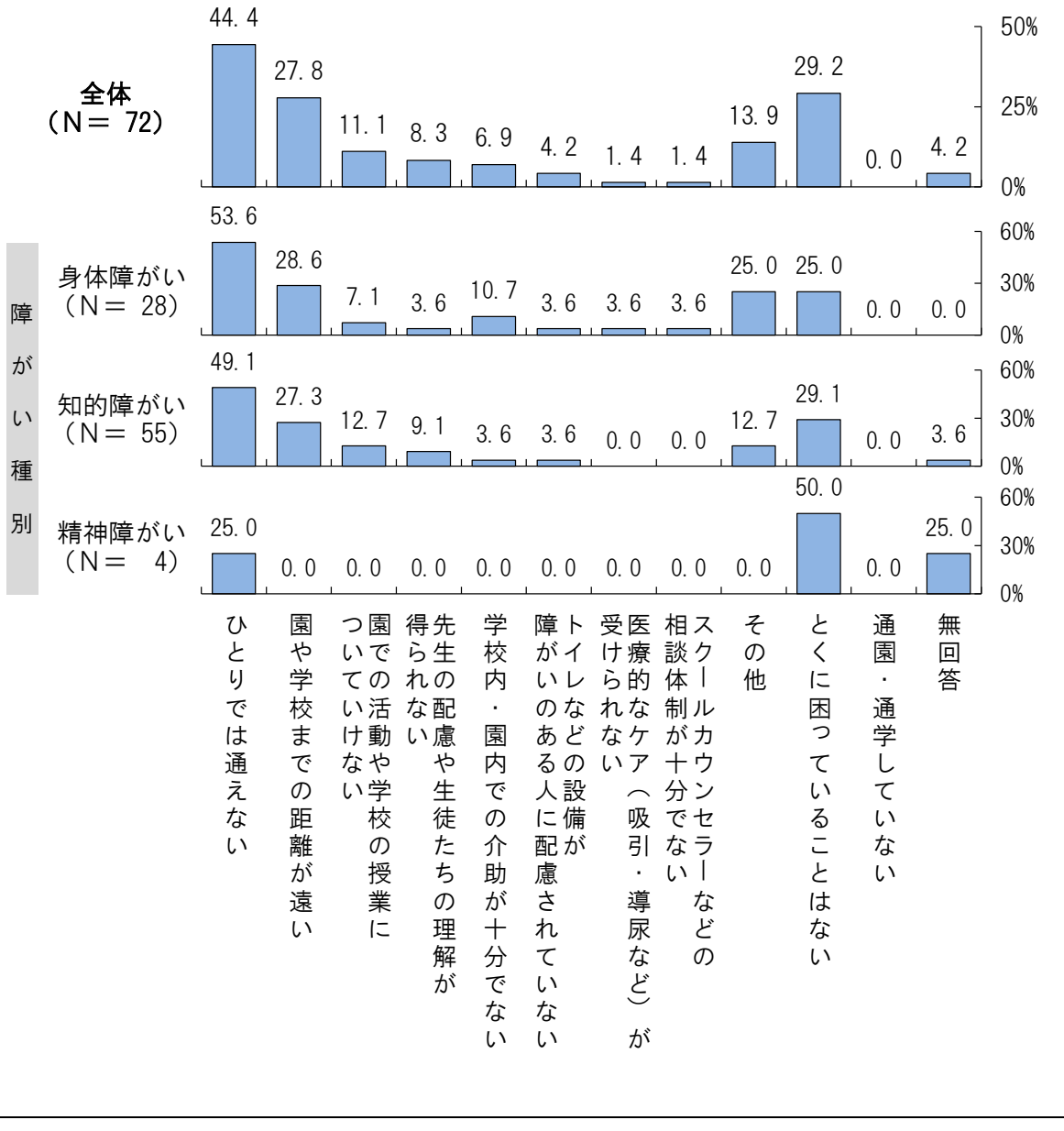

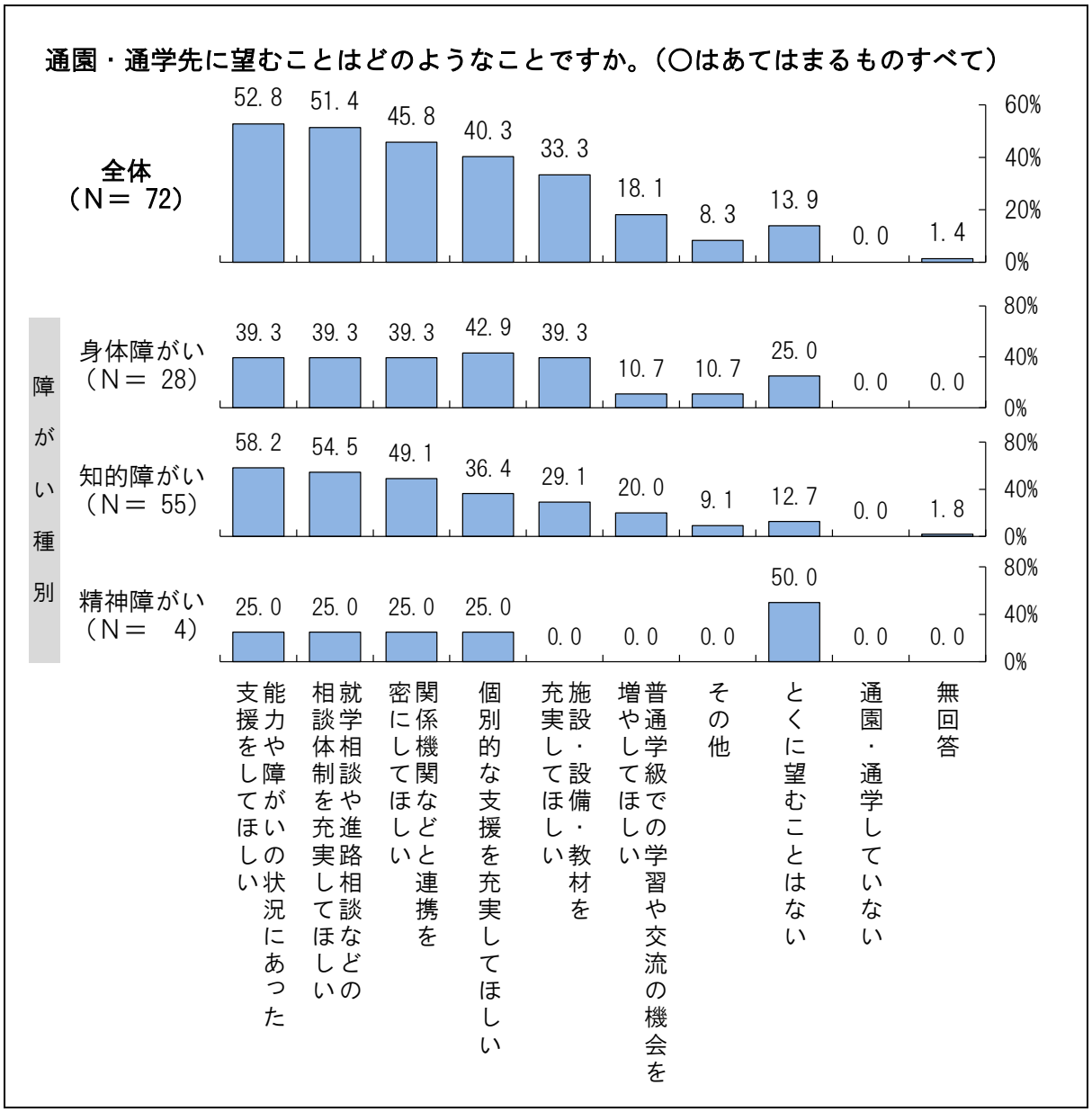

推進施策

①関係機関との連携

行政、児童福祉施設、自立支援協議会こども部会などの関係機関と連携し、支援が必要な方へ早期の対応をしていきます。

②発達相談や療育教室の実施

発達面で心配のある児童とその保護者を対象に発達を促すことを目的とした相談や教室を開催します。

③児童福祉法に規定するサービスの提供

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童福祉法に規定するサービスに関する相談に対応し、サービスを提供します。

④就学状況に関するニーズの把握【重点事業】

通園・通学する上で望むことは、能力や障がいの状況にあった支援をはじめとして多様であるため、ニーズを把握し、適切に対応していきます。

５　雇用・就労の支援

障がいのある方が地域の中で、自分の能力を発揮し、収入を得ることは、自立につながるだけなく、地域とのつながりや生きがいを持つことにもつながっていきます。
アンケート調査では、現在、働いていると回答した方は約５割となっています。障がいのある方が働くために必要なことでは、「周囲が障がいに対して理解してくれること」が最も求められており、職場をはじめとした周囲への理解促進と啓発活動を一層進めていく必要があります。

あなたは、働いていますか。（○は１つだけ）

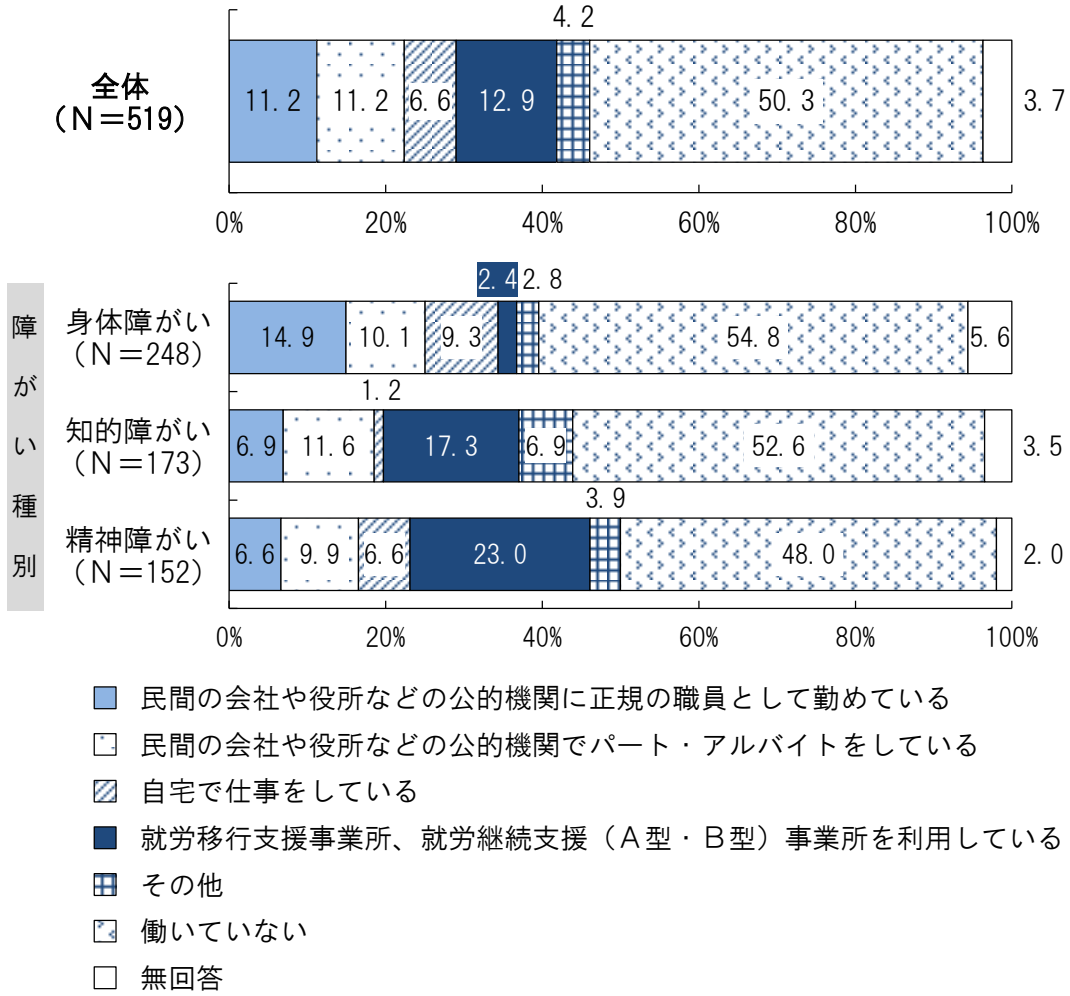

障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。
（○は主なもの３つまで）

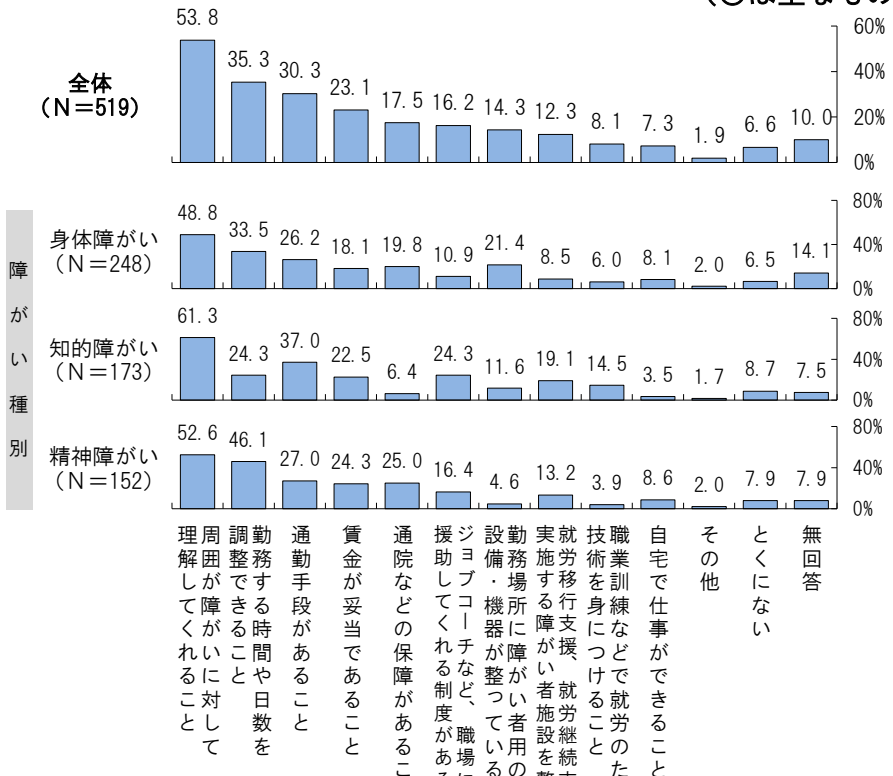

推進施策

①障がい者就労施設等からの受注機会の確保

障害者優先調達推進法により、障がい者就労施設等からの受注の機会の確保をするとともに、販売の機会、請負作業の情報を提供します。また、各市において、基本方針で定める調達目標を達成するよう、全庁体制で積極的な業務発注を実施します。

②福祉施設通所費助成の実施

障がい者施設等に通所する方に対し、通所費の一部を助成します。

③障がい特性に応じた支援や環境の整備の検討【重点事業】

障がいのある方の職場をはじめとした周囲への理解促進、啓発活動を実施するとともに、障がい特性に応じた支援や環境の整備を検討していきます。

④障がい者雇用の推進【重点事業】

ハローワークなど関係機関と連携し、障害者雇用率の向上を図ります。また、各市では、市役所における障がいのある方の雇用を推進し、法定雇用率を上回る雇用を確保します。

⑤就労支援の充実【重点事業】

障がい者新規就労 500 人サポート事業等による就労支援員による伴走支援等により、就労支援や定着支援を図ります。

６　生活支援の充実

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、経済的な面での安定が重要な課題となっています。アンケート調査では、自分の給料のみで生活している障がいのある方は多くありません。

障がいのある方の経済的な自立を支援するために、国や県が主体の各種助成等の制度について周知を図るとともに、利用しやすいように、制度について窓口等でわかりやすく説明するなどの対応を向上していきます。

あなたは、生活費をどのようにまかなっていますか。（○は１つだけ）

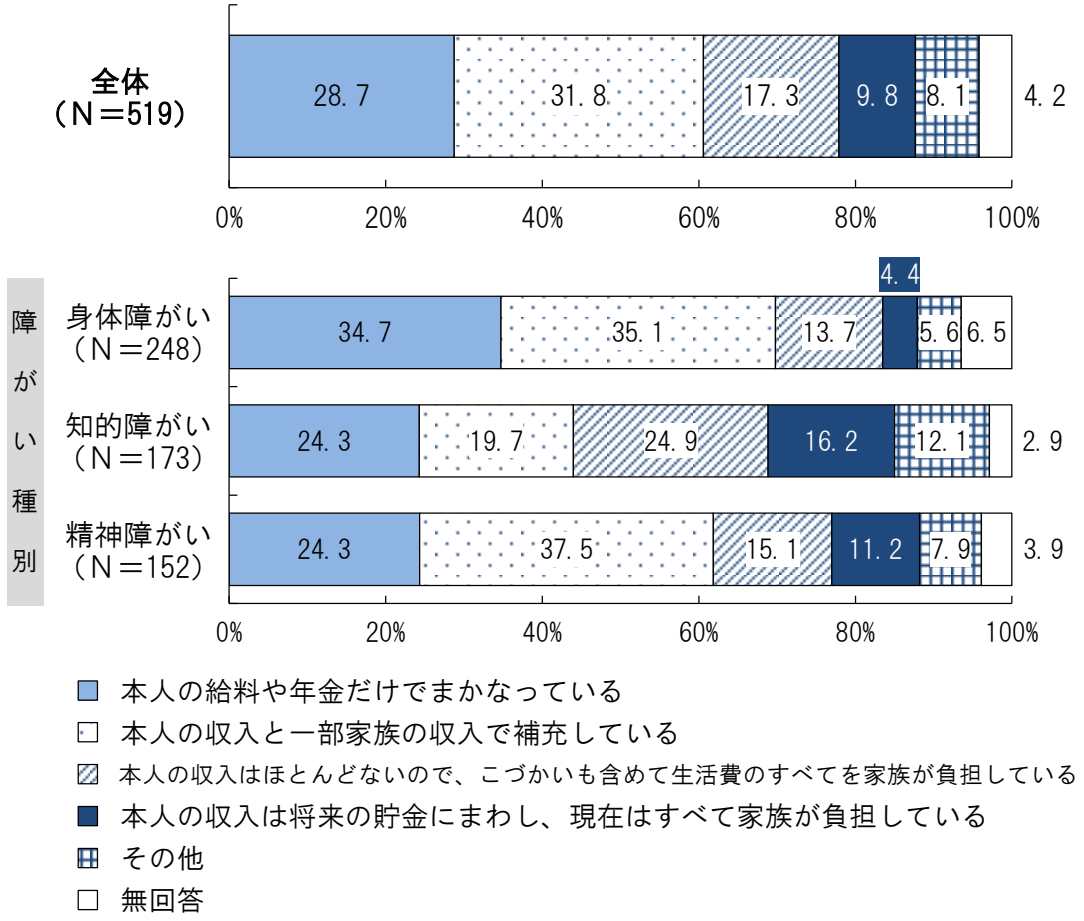

推進施策

①住宅に関する各種助成の実施と制度の周知

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度や日常生活用具給付事業の住宅改修費給付制度などの適正な実施と制度等の周知を図ります。

②手当や年金、医療費助成等の周知

手当や年金、医療費助成等の経済的な援助につながる制度について、担当窓口やホームページ等において積極的な情報提供を実施します。

③税金の減免や割引制度の周知

対象者に所得税の障害者控除やＪＲ等の旅客運賃割引制度等の周知をしていきます。

④相談支援事業の実施

障がいのある方やその家族に対する相談支援を相談支援事業所に委託し、障がいのある方やその家族からの相談を受けることで、不安の解消や必要な支援につなげていきます。

⑤相談体制の充実

障がいのある方やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置し、相談体制の充実を図ります。

⑥相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築【重点事業】

障がいのある方やその家族が悩みや困りごとを抱え込んでしまうことを防ぐために、各種相談機関や専門職へつなげていくことや相談を気軽にできるような雰囲気づくりや環境の構築を図ります。

7　安全・安心の体制の整備

地域に住むすべての住民が安心して暮らすためには、災害発生時等の緊急時にも対応できる体制を構築していく必要があります。アンケート調査では、災害時に行政に求めることとして「適切な情報提供」、「障がいに関する医療や薬の提供」、「障がい者対応の避難所の設置」、「安否確認のための見回り」、「避難所への誘導」など多様であり、災害発生時に迅速に対応できるように体制を整えておくとともに、普段からの防災の意識を高めるための啓発が重要になります。

あなたは、災害などの緊急事態が発生した場合、行政にしてほしいことはなんですか。
（○はあてはまるものすべて）

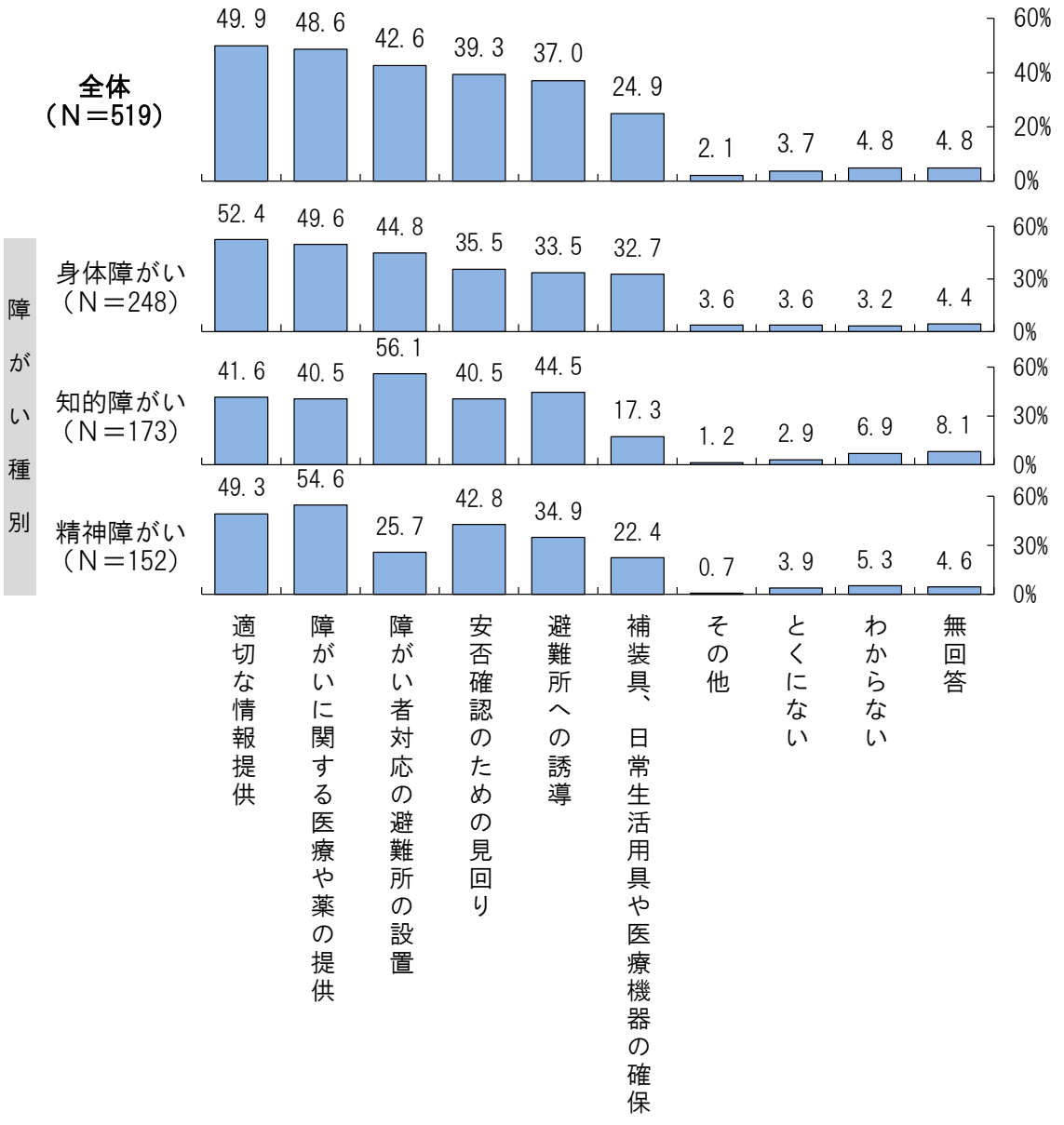

推進施策

①避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の情報提供を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災会と協力しながら、避難行動や安否確認などの支援体制を確立します。

②ＮＥＴ１１９の啓発

聴覚障がいのある方などが自宅や外出先での救急時に緊急通報を可能とするために、ＮＥＴ１１９を使った緊急連絡体制の運用を行うとともに、登録の促進を図ります。

③災害発生時の迅速な対応ができるような体制の構築【重点事業】

災害発生時に迅速な対応ができるような体制の構築を図るとともに、普段から防災への意識づけをしていきます。また、福祉避難所訓練等を実施し、福祉避難所に関するマニュアルをより効果的なものにしていきます。

8　障害福祉サービスの充実

心身の状態により、日常生活上、さまざまな支援を必要とする障がいのある方が、必要なサービスを自ら選択することで、障がいのある方の望む生活の実現と家族等の介助者の負担の軽減を目指します。

一人ひとりに適したサービスの利用につなげるため、必要な情報を提供するほか、サービス等の質的及び量的な面での充実に取り組みます。

あなたは、以下のサービスを利用していますか。また、今後も継続して利用したい、または、今後新たに利用したいサービスはありますか。（○はそれぞれ１つ）

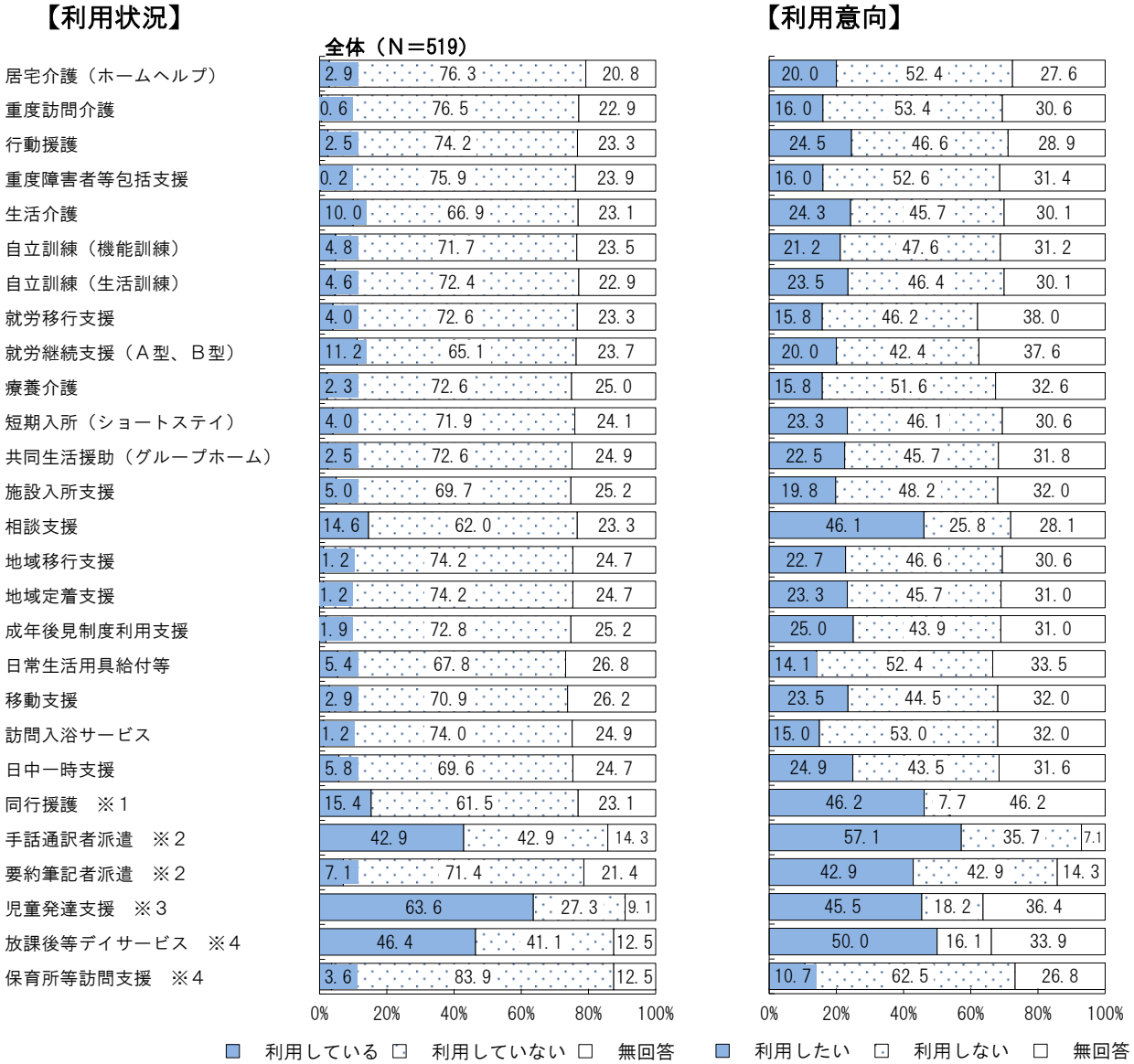

※１　視覚障がいを持つと回答した方に限り集計（N=13）※２　聴覚障がいを持つと回答した方に限り集計（N=14）
※３　年齢を６歳未満と回答した方に限り集計（N=11）　※４　年齢を 18 歳未満と回答した方に限り集計（N=56）

推進施策

①在宅生活の支援

（ア）訪問系サービスの提供
訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を障がいのある方の状態や生活実態を勘案して、事業所とも連携しながら在宅で安心して暮らせるためのサービス提供をします。

（イ）短期入所の提供
介護者が病気などで介護ができない場合や負担軽減のために、短期入所（ショートステイ）により、日常生活上の支援を行うサービスを提供します。

（ウ）補装具費の支給
車椅子や補聴器といった補装具を必要とする身体障がいのある方や難病の方への購入費や修理費の助成をするとともに、制度の周知を図ります。

（エ）日常生活用具費の給付
障がいのある方の在宅生活を支援するため、ストマ用具や紙おむつといった日常生活用具の購入の助成をするとともに、制度の周知を図ります。

②日中の居場所への支援

（ア）生活介護の提供
常に介護を必要とする障がいのある方に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供します。

（イ）地域活動支援センターの支援
一般就労が難しい障がいのある方を対象に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流を行い、障がいのある方が充実した生活を送ることができるよう地域活動支援センターの支援をします。

（ウ）日中一時支援事業の提供
障がいのある方の日中における活動の場を確保して、家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息への支援を図ります。

②生活場所の支援

（ア）施設入所支援の提供
施設に入所する障がいのある方の夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や必要な日常生活上の支援をします。

（イ）共同生活援助（グループホーム）の提供
障がいのある方が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する住宅で、夜間や休日などに相談や日常生活上の支援をします。

９　保健・医療の充実

障がいの重度化や複雑化を防ぐには、早期発見、早期対応が非常に重要であり、そのためには、保健・医療・福祉等の関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していくことが肝要となります。

また、健康を維持し、問題の早期発見をする上では、健康診断やがん検診をはじめとした各種検診への受診が重要であり、受診率向上のために、広報を積極的に実施するほか、受診しやすい環境の構築にも取り組みます。

あなたは健康診断を受けていますか。（○は１つだけ）

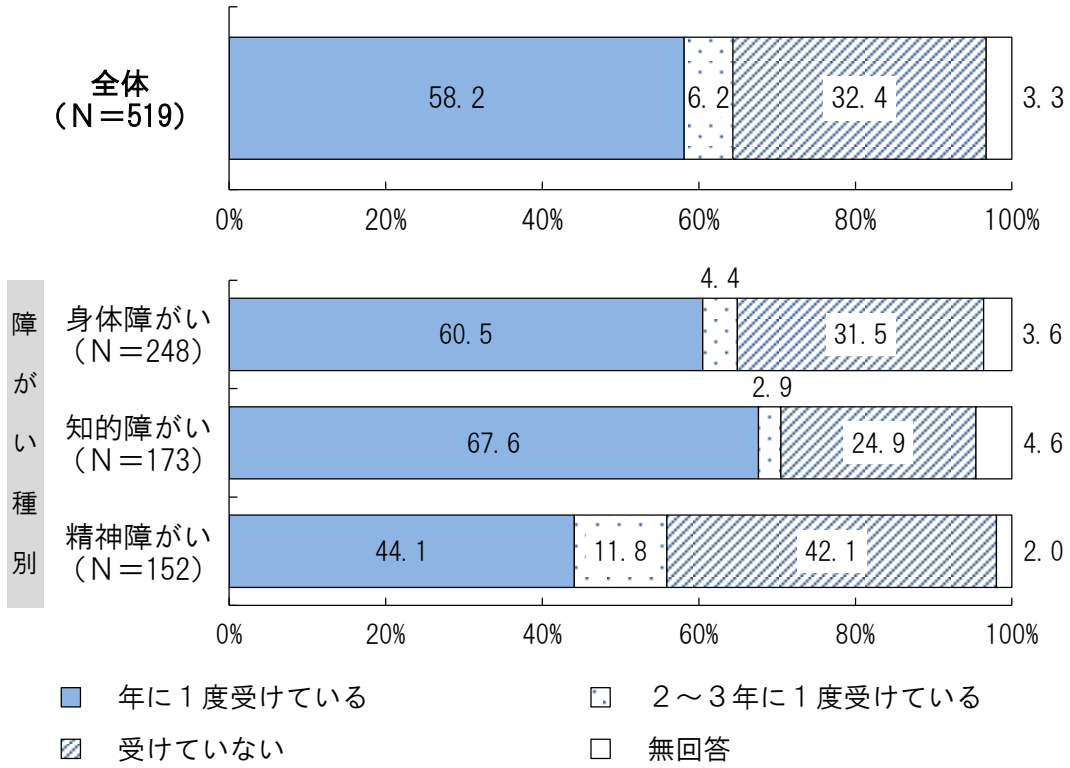

あなたはがん検診を受けていますか。（○は１つだけ）

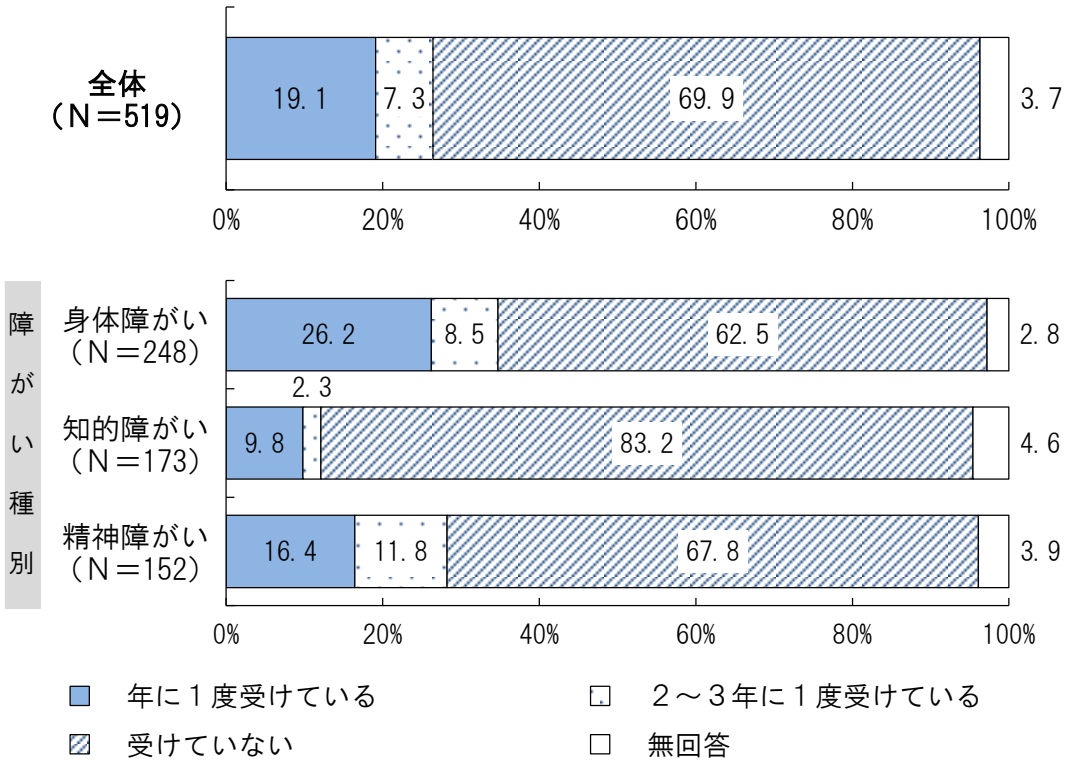

推進施策

①自立支援医療の提供

自立支援医療の「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」を実施し、制度の周知を図ることにより、障がいのある方の自己負担を軽減し、経済的な支援を実施します。

②障がい者歯科診療の検討

主に知的障がいのある方にとって治療の難しい歯科診療について、受診しやすい環境について検討していきます。

③受診の必要を訴える広報等の実施【重点事業】

予防的な視点を踏まえた健康づくり活動が必要なため、各種健診の受診を増やすために、受診の必要性を訴える広報等を実施します。

第5章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１）関係団体等との連携

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、各市及び庁内の関係部署との連携をはじめ、住民、関係機関・団体や民間企業との連携を強化します。

（２）東遠地域における広域的な取組の推進及び県・近隣市町との連携

本計画は、掛川市、菊川市、御前崎市における障がい者施策の基本的な方向性を定め、障がいの有無にかかわらず、地域で共生する社会の実現を目指すものですが、障がいのある方に対する福祉施策はこれまでも広域的な取組によるところが大きく、今後も引き続き広域的な対応を実施します。

また、障がいのある方の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進していくとともに、近隣市町等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、本計画の実現を目指します。

２　計画の進行管理体制

本計画で掲げている施策、事業等の進捗状況については、ＰＤＣＡサイクルによる循環的なマネジメントを実施し、毎年度、点検及び評価を行い、計画の進捗管理を適切に実施します。

（１）東遠地域自立支援協議会への報告

本計画の進捗状況は、毎年度、東遠地域自立支援協議会に報告し、計画の進行に係る助言及び提言を受け、計画の進行の改善等に取り組みます。

（２）計画検証委員会での評価・検証

本計画の進行管理については、計画検証委員会を設置し、関連する東遠地域広域障害福祉計画及び東遠地域広域障害児福祉計画と併せて、委員会で進捗状況の報告及び、進捗状況に対する評価・検証を行うとともに、評価による次年度の改善策についても協議することで、着実な進行管理を図ります。

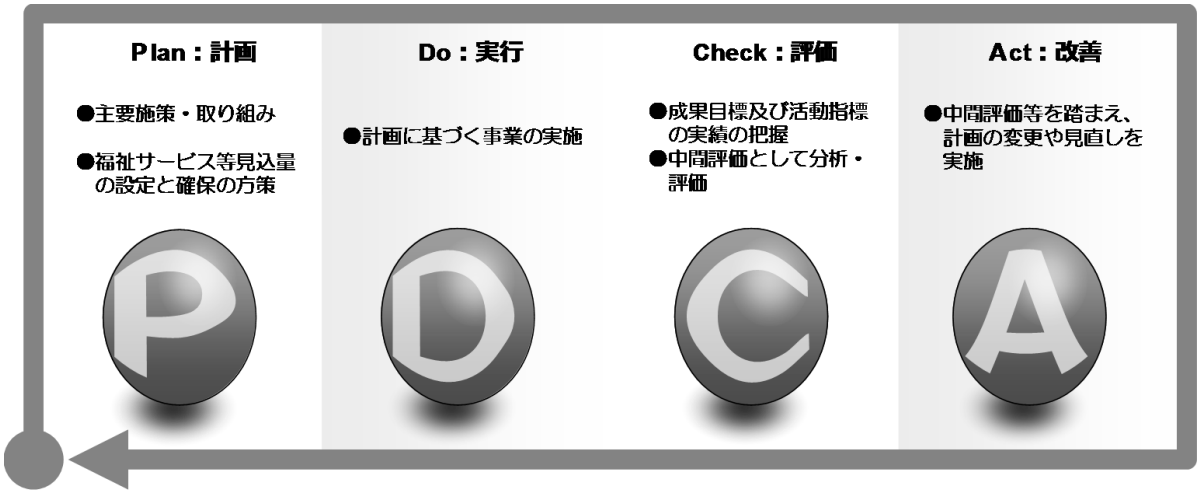

資料編

１　東遠地域広域障害者計画策定委員会規程

（設置）
第１条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条の規定に基づき、掛川市、菊川市及び御前崎市における障害者計画（以下「東遠地域広域障害者計画」という。）を策定するため、東遠地域広域障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) 東遠地域広域障害者計画の策定に関すること。
(2) 東遠地域広域障害者計画の策定に関する連絡及び調整に関すること。
(3) その他必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　委員は、次に掲げる者のうちから掛川市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 市議会議員
(2) 保健、医療、就労及び福祉関係機関の構成員のうち当該団体が推薦する者
(3) 障害者団体の構成員のうち当該団体が推薦する者
(4) 市職員

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長１人、副委員長２人を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、東遠地域広域障害者計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
４　委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、掛川市健康福祉部福祉課において処理する。

（雑則）
第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、掛川市長が別に定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 19 年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、平成 29 年４月１日から適用する。

２　委員名簿

No.	市／広域	選出区分	所属	氏名
1	掛 川 市	市議会	文教厚生委員長【委員長】	松本　　均
2	菊 川 市		教育福祉委員長【副委員長】	鈴木　啓之
3	御前崎市		文教厚生委員長【副委員長】	大澤　博克
4	掛 川 市	身体障がい関係団体	静岡県車椅子友の会掛川支部 福祉部長	横山　博則
5	菊 川 市		身体障害者福祉会 視覚障害者部長	松村　和利
6	御前崎市		小笠ろうあ協会	藤原　基時
7	掛 川 市	知的障がい関係団体	手をつなぐ育成会	萬谷　英子
8	菊 川 市		手をつなぐ育成会 副会長	鈴木　幸子
9	御前崎市		手をつなぐ育成会 会長	水野　正教
10	掛 川 市	精神障がい関係団体	掛川・小笠地区精神保健福祉会 ひまわり会 副会長	榊原　吉野
11	菊 川 市		掛川・小笠地区精神保健福祉会 ひまわり会 理事	松下　栄一
12	御前崎市		精神保健福祉会やすらぎ会 代表	横山　幸子
13	掛 川 市	民生児童委員協議会	民生委員児童委員協議会 障がい児者福祉部会長	山本　英代
14	菊 川 市		民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部副部長	夏目　洋子
15	御前崎市		民生委員児童委員協議会 会長	森田まさ子
16	掛 川 市	社会福祉協議会	社会福祉協議会 障害者支援係長	黒田江利子
17	菊 川 市		社会福祉協議会 地域福祉係長	堀川　直樹
18	御前崎市		社会福祉協議会 会長	大川　修弘
19	掛 川 市	福祉事務所	福祉事務所長	深谷　富彦
20	菊 川 市		福祉事務所長	大石　芳正
21	御前崎市		福祉事務所長	長尾　智生
22	広　域	医師	小笠医師会 会長	加藤　　進
23	広　域	職業安定所	掛川公共職業安定所 上席職業指導官	榊原　健文
24	広　域	保健所	静岡県西部健康福祉センター 精神保健福祉班長	足立　敬子
25	広　域	特別支援学校	静岡県立掛川特別支援学校 校長	深澤　裕子
26	広　域	東遠学園組合	東遠学園組合 児童発達支援課長	杉原　充子
27	広　域	施設連絡会自立支援協議会	社会福祉法人 Mネット東遠理事長	水野　洋一
28	広　域	自立支援協議会	圏域スーパーバイザー	高橋　幸孝

（敬称略・順不同）

３　計画の主な策定経過

年月日	会議等	内容
平成29年 5月12日	計画策定事務局会議	・今後の策定スケジュールについて ・アンケート調査について
6月 8日	計画策定事務局会議	・アンケート調査について ・第１回策定委員会に向けて
6月30日	第１回 第２次障害者計画・第５期障害福祉計画・ 第１期障害児福祉計画策定委員会	・今後の策定スケジュールについて ・計画の概要について ・アンケート調査について
7月14日～ 7月31日	福祉に関するアンケート調査	・障害者手帳所持者 1,000 人
7月24日	計画策定事務局会議	・アンケート調査の結果について ・第２回策定委員会に向けて
9月 1日	計画策定事務局会議	・第２回策定委員会に向けて ・計画骨子案について
10月10日	第２回 第２次障害者計画・第５期障害福祉計画・ 第１期障害児福祉計画策定委員会	・アンケート結果の報告について ・計画骨子案について
10月17日	計画策定事務局会議	・第３回策定委員会に向けて ・計画骨子案について
11月13日	第３回 第２次障害者計画・第５期障害福祉計画・ 第１期障害児福祉計画策定委員会	・策定スケジュールの変更について ・計画骨子案について
11月20日	計画策定事務局会議	・第４回策定委員会に向けて ・計画素案について
12月 7日	東遠地区施設連絡会施設長会議	・計画素案について
12月15日	第４回 第２次障害者計画・第５期障害福祉計画・ 第１期障害児福祉計画策定委員会	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
平成30年 1月23日	計画策定事務局会議	・パブリックコメントの意見について ・計画最終案について
2月 9日	第５回 第２次障害者計画・第５期障害福祉計画・ 第１期障害児福祉計画策定委員会	・パブリックコメントの結果報告について ・計画最終案について ・計画案の承認

※平成 29 年 12 月 26 日から平成 30 年１月 25 日まで３市のホームページ等を通じてパブリックコメントを実施しました。

第２次東遠地域広域障害者計画

発 行 日　平成 30 年３月

発　　行　掛川市・菊川市・御前崎市